憲　　法

（100 点）

第１問

近年、学校（幼稚園、小学校、中学校、高校など）や保育所・認定こども園、ベビーシッターや学習塾その他の習い事といった子どもに関わる業種における性犯罪が社会問題となっている。そこで、国会が、この問題に対処するための法律（以下「本件法律」という）を制定したとする。

本件法律はまず、学校及び子ども（18 歳未満の者をいう）に関わる業種の事業者は、子どもに接する業務（対象となる組織や業務は、本件法律及びその委任を受けた命令等によって明確に定められているものとする）については、過去に性犯罪によって有罪判決を受けたことのある者を採用してはならないと定める。

また、本件法律は、学校又は子どもに関わる業種の事業者における子どもに接する業務に就くことを希望する者は、自らこども家庭庁に照会をして性犯罪歴のないことを証明する書類を取得し、求職先の学校又は事業者に提出しなければならないと定める。

上記の照会に応じるため、本件法律には、こども家庭庁において性犯罪歴データベースを設置し、所定の性犯罪によって有罪判決を受けた者の当該有罪判決に関する情報を、検察庁から提供を受けて 20 年間登録することが定められている。このデータベースの安全性については、本件法律に安全確保のために必要な規定が設けられている。

なお、法務省の調査によれば、性犯罪で有罪判決を受けた者のうち、５年以内に性犯罪を再び犯した者の割合は 13.9％であった。また、刑の言渡しの効力は、原則として 10 年で消滅する（刑法 34 条の２第１項）。

本件法律に含まれる憲法上の問題について論じなさい。なお、前科・前歴・懲戒歴に関するデータベースや資格制限に関する既存の法令や施策については考慮する必要はない。

第２問

次の事件１・２に記されている訴えＡ・Ｂが、法律上の争訟に当たるか否か、また、それぞれの訴えにおいて、裁判所が、原告甲及び乙の求める内容の違憲審査を行うことができるか否かについて論じなさい。

事件１

令和Ｘ年 11 月 11 日に、内閣は憲法７条により衆議院を解散することを閣議決定し、同日、衆議院を解散する旨の天皇の詔書が衆議院議長に伝達された（以下「本件解散」という）。これに対して、本件解散時に衆議院議員であった原告甲は、衆議院が憲法 69 条により内閣不信任決議案を可決し、又は内閣信任決議案を否決していないにもかかわらず、内閣が憲法７条により衆議院を解散したことは違憲無効であるとして、本件解散時からの議員歳費の支払を求める訴え（訴えＡ）を東京地方裁判所に提起した。

事件２

令和Ｙ年６月 22 日に、参議院の総議員の４分の１以上である 85 名の参議院議員が、憲法 53 条により、内閣に対して国会の臨時会の召集を決定することを要求した（以下「本件召集要求」という）。しかし、同年９月１日になっても、内閣が臨時会を召集する決定を行わないことから、本件召集要求を行った参議院議員の１人である原告乙は、内閣が臨時会の召集決定を行わないことが違憲であり、それにより国会議員としての権利を行使することができなかったことを理由として損害賠償を求める訴え（訴えＢ）を東京地方裁判所に提起した。なお、その後内閣は、同年 10 月 20 日に臨時会を召集することを決定した。